

## 3 災害応急対策

### 3-1 活動態勢（組織の動員配備）

#### 3-1-1 津島市災害対策本部の設置・運営

##### 3-1-1-1 津島市災害対策本部の設置・運営

津島市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法、津島市災害対策本部条例に定めるところによる。

##### 3-1-1-2 本部の設置及び廃止基準

本部は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて市長が設置し、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき廃止する。

本部の設置にあたっては、おおむね次の基準に達したときに設置する。ただし、自然現象の状況、程度により、災害発生のおそれがない場合は、災害対策本部を設置しないことができる。

なお、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

(1) 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を5弱以上と発表したとき

(2) 市の地域に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき

##### ① 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

##### ② 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（愛知県海部県民事務所）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

### 3-1-1-3 本部の標識等

---

災害対策本部を設置したときは、速やかに「津島市災害対策本部」の標示板を掲示する。

### 3-1-1-4 防災関係機関における措置

---

#### (1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

#### (2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

#### (3) 惨事ストレス対策

- ① 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- ② 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 3-1-2 非常配備

### 3-1-2-1 非常配備の分掌任務

非常配備における分掌任務は、資料編「津島市災害対策本部要綱」別表第1による。

### 3-1-2-2 非常配備の編成

#### (1) 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、あらかじめ各課等の長は第1次非常配備から第3次非常配備における担当職員を定めておく。

災害応急対策活動を適確に実施するため、次に掲げる基準に該当したときはそれぞれ職員を動員し、非常配備体制をとる。

- ・強い地震の際の非常配備の基準及び非常配備体制

種別	基準	非常配備体制
第1次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当市に震度4（気象台）と発表されたとき、又はごく小規模の災害が発生したとき。</li> <li>2 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>市長公室長、危機管理課統括主任以上の職員が配備につくものとする。</p> <p>ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。</p>
第2次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき、又は発表の報道に接したとき。</li> <li>2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</li> <li>3 当市に震度5弱又は5強（気象台）と発表されたとき。</li> <li>4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>各部局長、各課長級以上、各非常連絡員、危機管理課職員が配備につくものとする。</p> <p>ただし、状況に応じて各部局長は配備職員を増減することができる。</p>
第3次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害に関する警戒宣言が発令されたとき。</li> <li>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</li> <li>3 愛知県西部が震度6弱以上（気象台）と発表されたとき。</li> <li>4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>全職員が配備につくものとする。</p>

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

・津波の際の非常配備の基準及び非常配備体制

種別	基準	非常配備体制
第1次 非常配備	1 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	市長公室長、危機管理課統括主任以上の職員が配備につくものとする。ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2次 非常配備	1 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	各部局長、各課長級以上、各非常連絡員、危機管理課職員が配備につくものとする。ただし、状況に応じて各部局長は配備職員を増減することができる。

(2) 各課等の非常配備計画

各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員（以下「配備要員」という。）及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。

(3) 職員の非常登庁

- ① 地震に関する情報の発表により自動的に非常配備が指令される場合は、積極的に定められた非常配備につかなければならない。
- ② 災害対策に関係の深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。
- ③ 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。
  - ア 通信連絡により所属長又は本部の指令を受ける。
  - イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難場所に参集する。

(4) 非常連絡員

① 非常連絡員の設置

勤務時間外における各班の配備要員の動員を円滑に行うため、各課等に非常連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。連絡員は、原則として各グループの統括主任以上とする。

② 連絡員の職務

連絡員の職務は、非常配備の状況を所定の職員に伝達すること。

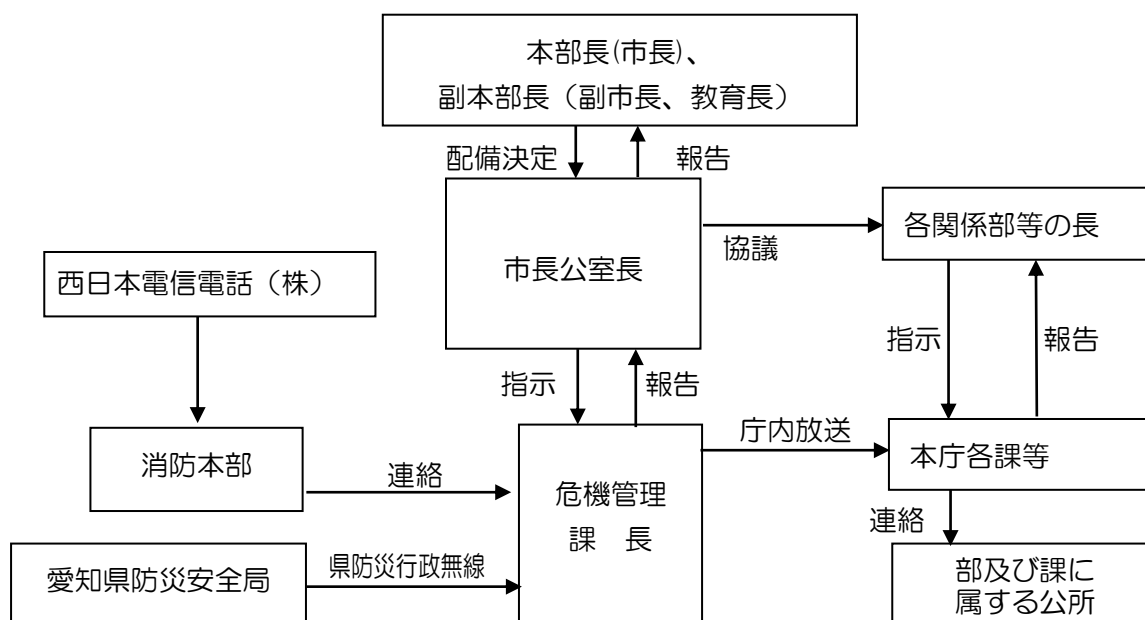
### 3-1-2-3 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとし、時間外における伝達は、連絡員を通じて行うものとする。

#### (1) 勤務時間内の伝達

危機管理課は、庁内放送、電話等により地震の情報及び非常配備の種別を伝達する。

##### ・勤務時間内における伝達系統



#### (2) 勤務時間外の伝達

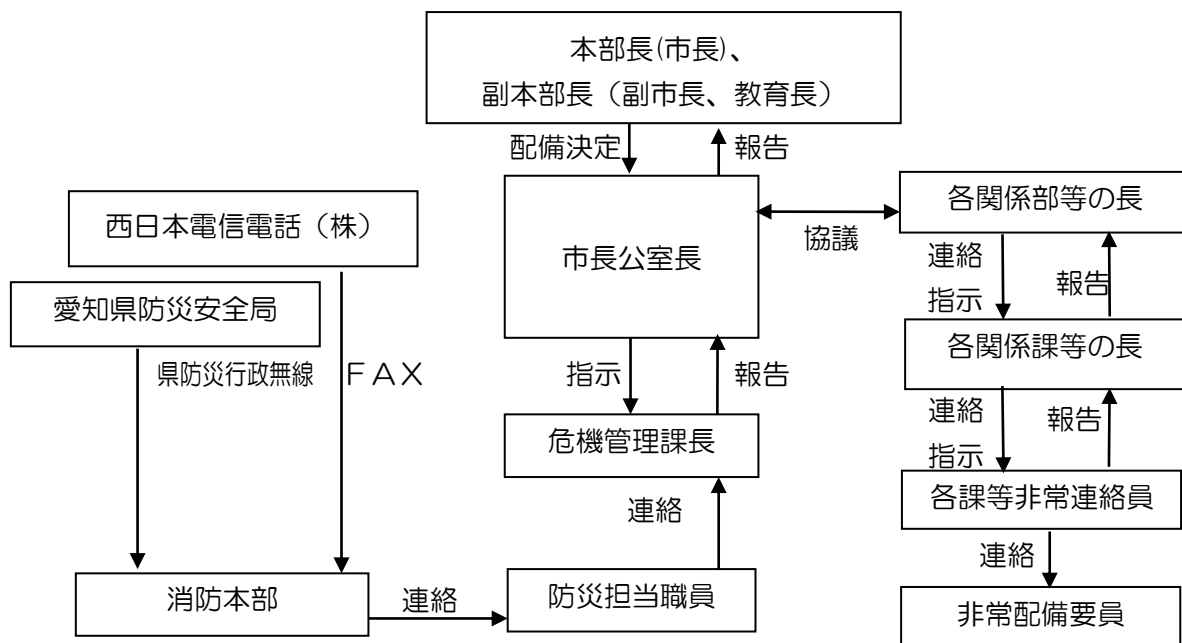
- ① 勤務時間外において、非常配備に該当する地震の緊急情報は、県防災局から消防署の警防通信室に通報がある。

警防通信室は、直ちに防災担当職員へ連絡し、担当職員が危機管理課長へ連絡する。

- ② 連絡を受けた危機管理課長は、市長公室長に報告する。
- ③ 報告を受けた市長公室長は、直ちに各関係部等の長と協議検討し必要があるときは、本部長、副本部長に報告する。
- ④ 本部長、副本部長から配備決定を受けた市長公室長及び各関係部等の長は、危機管理課長及び各関係課等の長に連絡・指示する。
- ⑤ 連絡・指示を受けた各課等の長は、直ちに所属の連絡員に連絡し、配備要員の招集に関し必要な指示を与え、速やかに非常配備体制を整えるものとする。

- ⑥ 指示を受けた連絡員は、直ちに所属の配備要員に連絡する。
- ⑦ 連絡を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所要の非常配備体制につくものとする。
- ⑧ 各課等の長は、配備要員を招集したときは、その状況を別に掲げる様式第1により速やかに総務部総務班に報告しなければならない。

・勤務時間外における伝達系統



(3) 勤務時間外の第2次非常配備につかない職員の職務

第2次非常配備につかない職員は、自己の居住地付近の災害情報を把握し、本部へ報告するよう努め、いつでも非常配備につけるように待機するものとする。

3-1-2-4 職員の応援

本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり配備要員が不足し、他部班の応援を受けようとするときは、次のとおりとする。

- (1) 本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり配備要員が不足し自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第2により、市長公室長に要請する。
- (2) 市長公室長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。

### 3-1-3 その他の防災関係機関の活動

#### (1) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

#### (3) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。

### 3-1-4 職員の派遣要請

#### 3-1-4-1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### 3-1-4-2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### 3-1-4-3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

#### 3-1-4-4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定

に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 3-1-5 労務供給

### 3-1-5-1 労務供給計画

災害応急対策を迅速的確に実施するために、必要な要員を確保し労務供給の万全を図るための計画を定めるものとする。

### 3-1-5-2 労務者の雇上げ

活動要員及びボランティア団体の人員が不足し、また、特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

#### (1) 労務者の雇上げ

災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務者の雇上げを必要とする場合は、その目的及び種目ごとに計画を立て、必要最小限の労務者を雇上げる。

- ① 労務者の雇上げは、本部各部長が現地において直接雇上げ又は公共職業安定所を通じて行う。
- ② 前記により労務者が確保できないときは、本部長に労務者雇上げ条件を示して要請する。

#### (2) 労務者雇上げの範囲

労務者雇上げの範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ① 被災者の避難のための労務者
- ② 医療及び助産のための労務者
- ③ 被災者の救助のための労務者
- ④ 飲料水の供給のための労務者
- ⑤ 救助用物資の整理配分等のための労務者
- ⑥ 遺体の捜索のための労務者
- ⑦ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための労務者
- ⑧ 労務者雇上げの特例

以上のほか、埋葬、炊き出し、その他救助作業の労務者を雇上げる必要がある場合には、愛知県知事の承認を受けるものとする。

#### (3) 労務者雇上げ期間

労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、



災害救助法に基づく期間は、次のとおりである。ただし、愛知県知事の承認を得て延長された場合は、それぞれ救助の実施が認められている次の期間である。

① 被災者の避難労務者

被害が現に発生し、又は、おそれのある1日程度

② 医療及び助産における移送労務者

ア 医療における移送

災害発生の日から14日以内

イ 助産における移送

災害発生の日から13日以内（最長期間）

③ 被災者の救出労務者

災害発生の日から3日以内

④ 飲料水の供給労務者

災害発生の日から7日以内

⑤ 救助用物資の整理、輸送及び配分労務者

ア 被服、寝具、その他生活必需品の整理等

災害発生の日から10日以内

イ 学用品の整理等

(ア) 教科書 災害発生の日から1か月

(イ) その他のもの 災害発生の日から15日以内

ウ 炊き出し用食料品等の整理等 災害発生の日から7日以内

エ 医薬品、衛生材料の整理等 災害発生の日から14日以内

⑥ 遺体の搜索労務者

災害発生の日から10日以内

⑦ 遺体の処理等労務者（埋葬を除く。）

災害発生の日から10日以内

⑧ 労務者雇上げの期間の延長の承認申請事項

ア 延長する期間

イ 労務者雇上げの目的又は救助の種目

ウ 雇上げの人員

エ 使用場所

オ 延長の理由

(4) 労務者の賃金

雇上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

## (5) 整理保存すべき帳簿等

- ① 臨時雇上労務者勤務状況 様式第63（資料編）
- ② 賃金支払関係証拠書類

## 3-1-5-3 労務応援要請

本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、また、ボランティア団体等の動員並びに労務者の雇上げが不可能なときは、次の応援要請事項を示して県本部長へ要請する。

## (1) 応援要請事項

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他参考事項

## 3-1-5-4 労務者等の強制従事

## (1) 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく 救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第 1項 第2項	知 事 市 長
	協力命令	災害対策基本法第71条第 1項 第2項	知 事 市 長
災害救助作業 (災害救助法に基づく 救助)	従事命令	災害救助法第24条	知 事
	協力命令	災害救助法第25条	知 事
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第 1項 第2項	市 長 警 察 官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警 察 官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

## (2) 命令対象

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、鳶職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及び従業者 7 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策等全般）	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防吏員、消防団の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令（水防作業）	市域内に居住する者又は水防の現場にある者

### 3-1-6 災害救助法の適用

#### 3-1-6-1 市における措置（災害救助法第 13 条）

## (1) 救助の実施

市長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

## (2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

## 3-2 避難行動

### 3-2-1 基本方針

- (1) 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- (2) 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

### 3-2-2 津波警報等の伝達

#### 3-2-2-1 情報の種類・発表基準

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

- ① 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

- ② 地震に関する情報等

- ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動警報に位置づけられる。）

- イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。この情報は、県から関係市町村に通知される。

- (2) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、県防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達される。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達される。

(3) 市における措置

ア 地震情報等を受領した危機管理課長は、市長等に報告するとともに、必要と認め  
たときは、庁内放送により職員に伝達する。

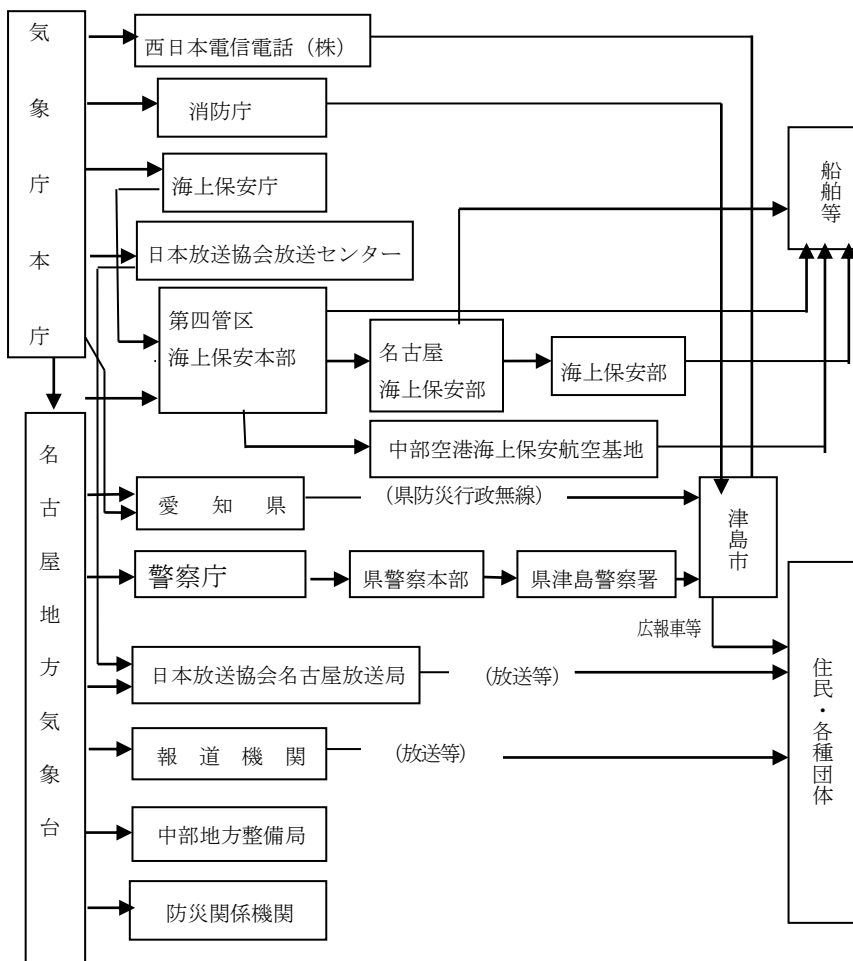
イ 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震  
発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやす  
い情報として、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要に応  
じ、防災ほっとメール、広報車、電話等の手段により市民、学校、その他関係機関  
へ伝達する。

ウ 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努める  
ものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝  
達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるもの  
とする。

津波警報等情報の伝達

津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等情報の伝達系統図



## (注) 1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

- 2 気象庁本庁から西日本電信電話（株）には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

**3-2-2-2 発見者の通報義務**

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

**3-2-3 避難の指示****3-2-3-1 市における措置**

## (1) 避難の指示等

## ① 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

## ② 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

## (2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

## (3) 報告(災害対策基本法第60条第4項)

市長は避難のための準備情報、勧告、指示をしたときは、愛知県海部県民事務所を

通じて、知事に報告する。

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

### 3-2-3-2 水防管理者における措置

---

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する津島警察署長にその旨を通知しなければならない。

### 3-2-3-3 避難の指示の内容

---

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

### 3-2-3-4 避難の措置と周知

---

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災ほっとメールを始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災ほっとメール、ケーブルテレビ、コミュニティFM、緊急速報メール、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、

テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

#### (2) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

## 3-2-4 住民等の避難誘導等

### 3-2-4-1 住民等の避難誘導等

(1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施に当たっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

### 3-2-4-2 避難行動要支援者の支援

#### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

##### ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災ほっとメール広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせる



とともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

#### イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

#### ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

#### エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

## 3-3 災害情報の収集・伝達・広報

### 3-3-1 基本方針

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- (2) 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- (4) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- (5) 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

### 3-3-2 被害状況等の収集、伝達

#### 3-3-2-1 市における措置

##### (1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

##### (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

##### (3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検索等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市

の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。

#### (4) 火災、災害即報要領に基づく報告

- ① 市は、火災、災害即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)

また、一定規模以上の災害(即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請が合った場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

- ② 確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

#### (5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

### 3-3-2-2 重要な災害情報の伝達

---

#### (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国(内閣総理大臣)に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

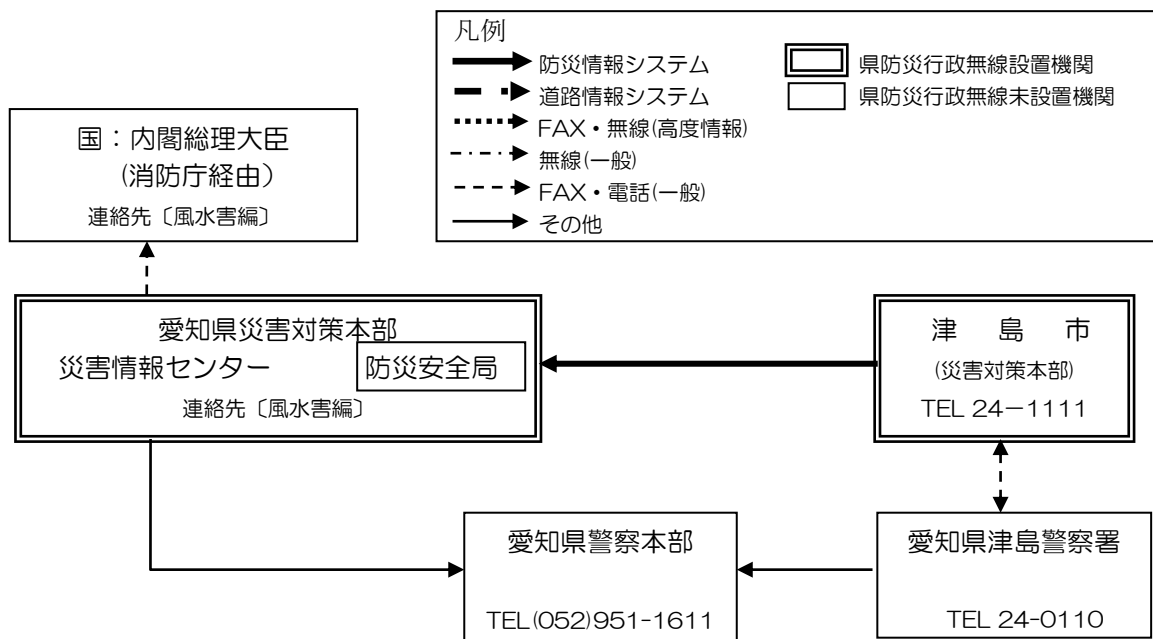
(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況 応急対策状況（全般）	第4号様式から第6号様式によること
人、住家被害等	人的被害	第7号様式によること
	避難状況・救護所開設状況	第8号様式によること
公共施設被害	河川被害	第9号様式によること  確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

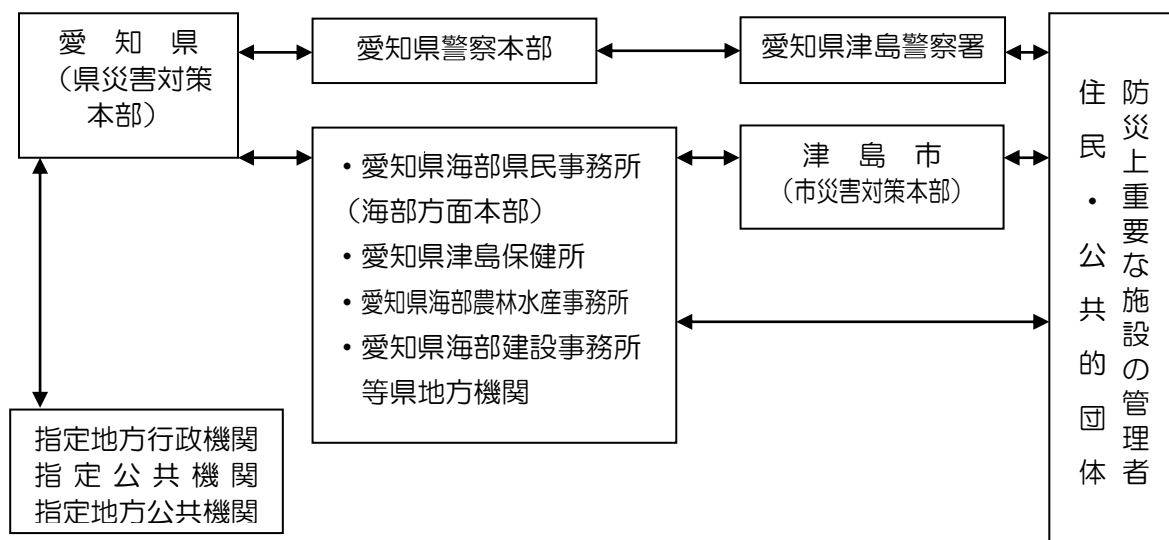
(4) 伝達経路（災害発生状況等、人的被害、住家被害及び避難状況、救護所開設状況）



## 3-3-2-3 情報の収集、伝達の一般的系統

- (1) 市及び各防災関係機関は、自己の所掌する業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するため必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとし、特に大津波警報の発表など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。
- (2) 情報の収集伝達については、「3-3-3 通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用する。
- (3) 同時多発的に災害が発生した場合には電話が輻そうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (4) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう設置箇所等に留意する。
- (5) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (6) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

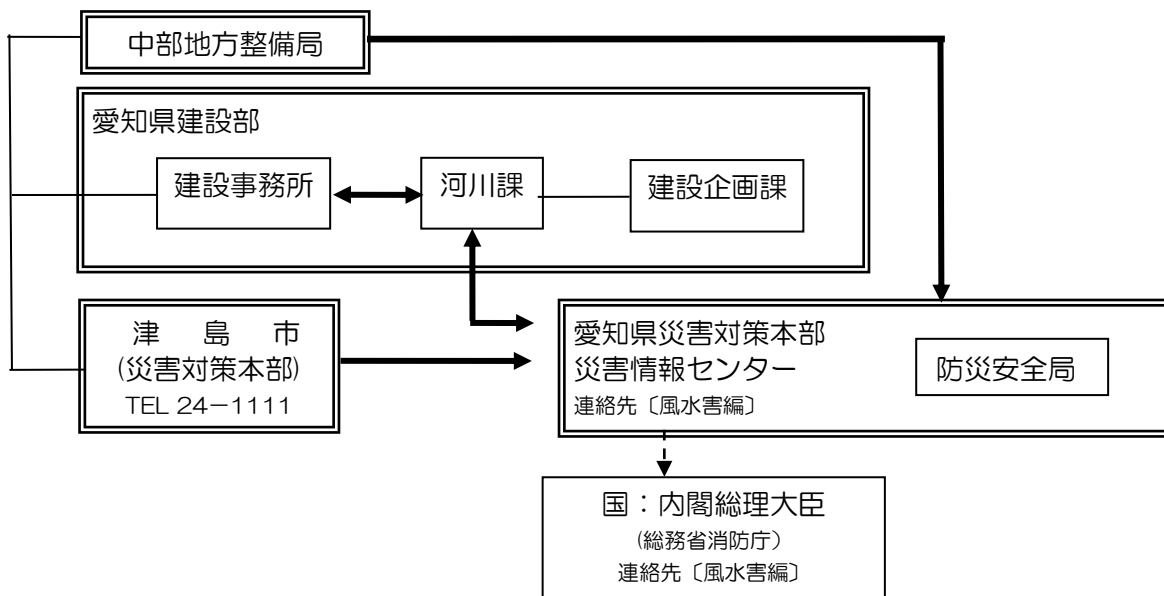
## ・情報の一般的収集伝達系統図



3-3-2-4 公共施設被害の伝達

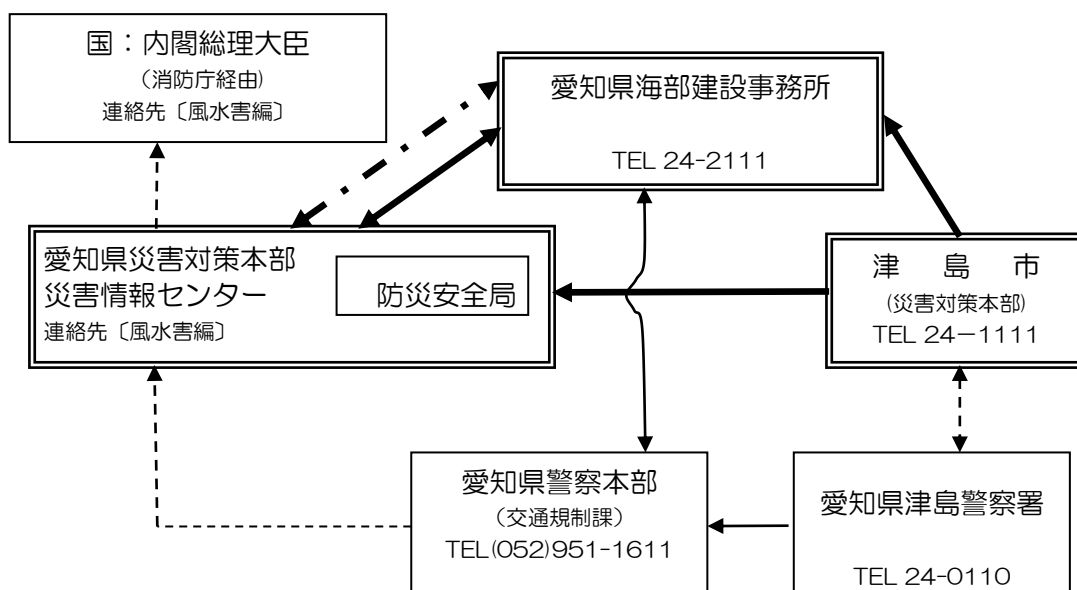
(1) 河川被害

本部が設置された場合で、重大な被害（河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき及び応急復旧したとき。



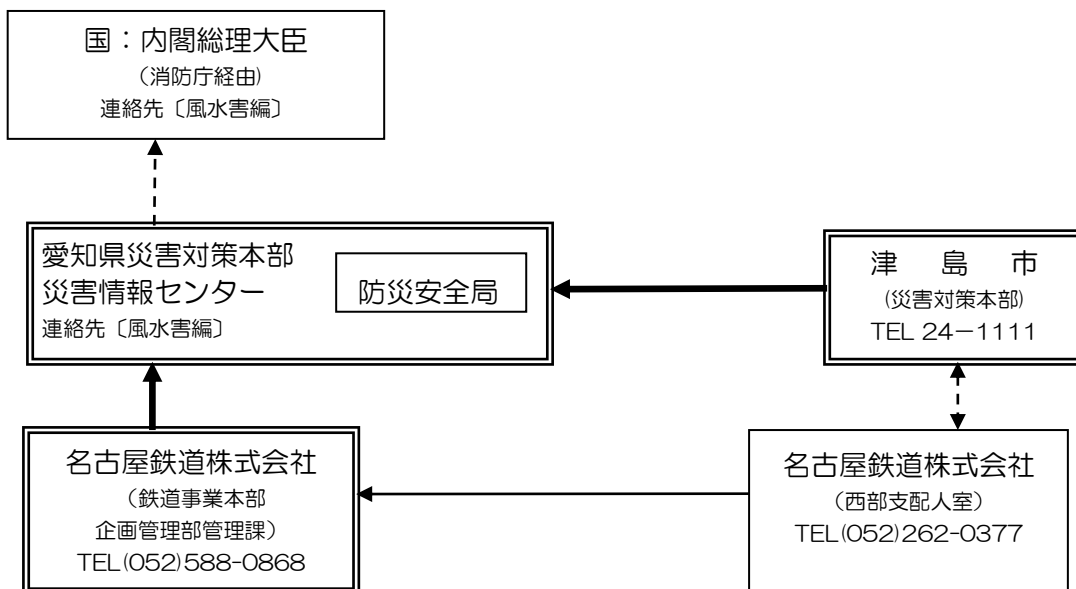
(2) 道路被害

本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



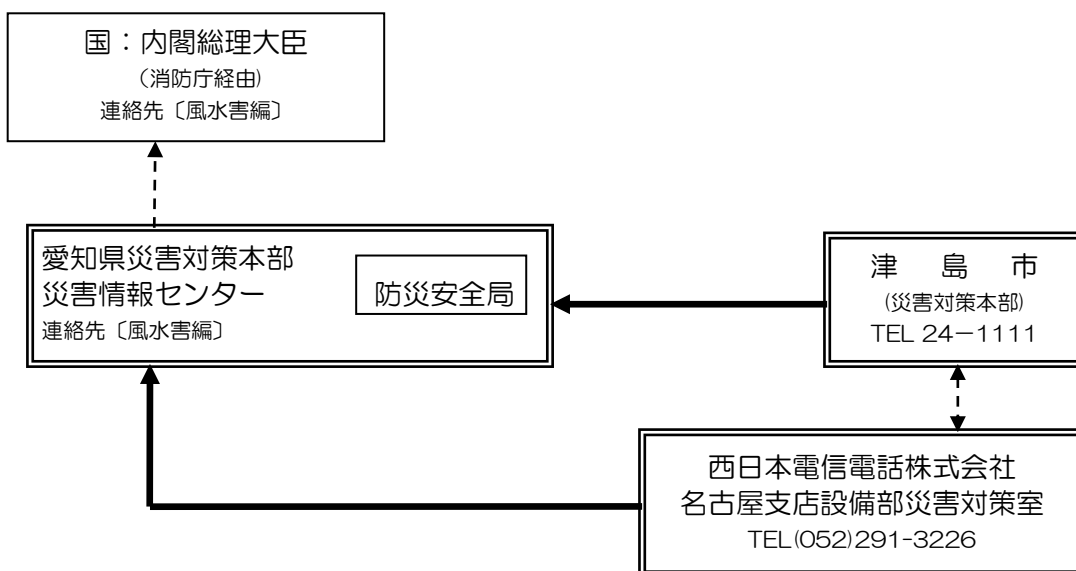
(3) 鉄道施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間を生じたとき又は通行を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



(4) 電信電話施設被害

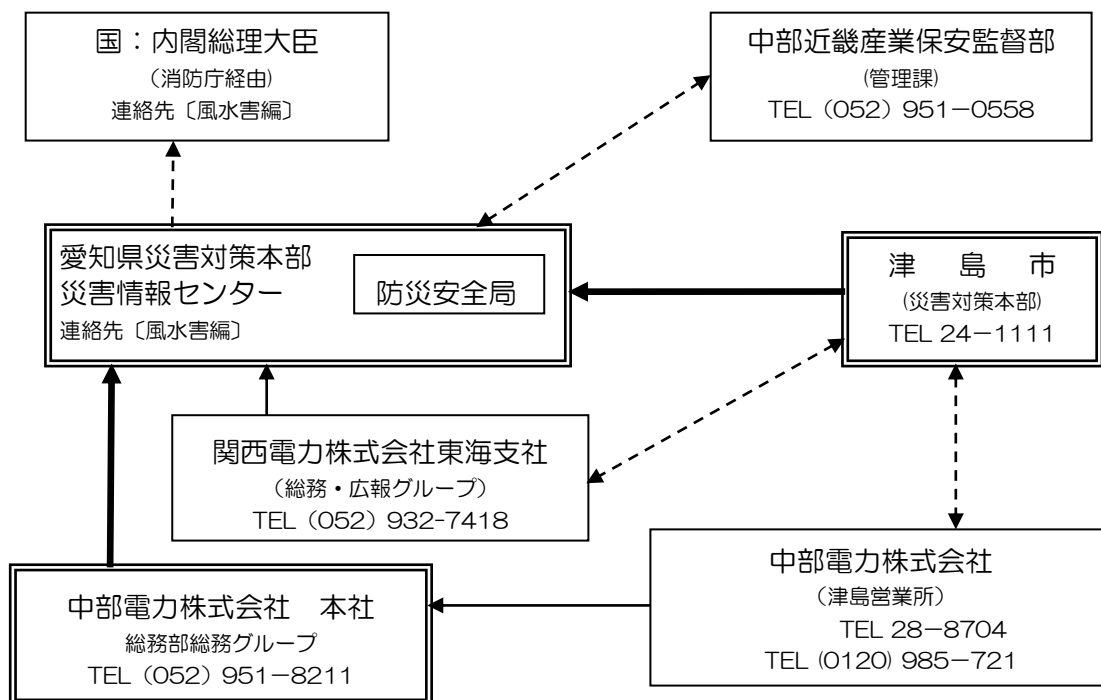
本部が設置された場合で、重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



(5) 電力施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（電力の供給を停止したとき）が発生したと

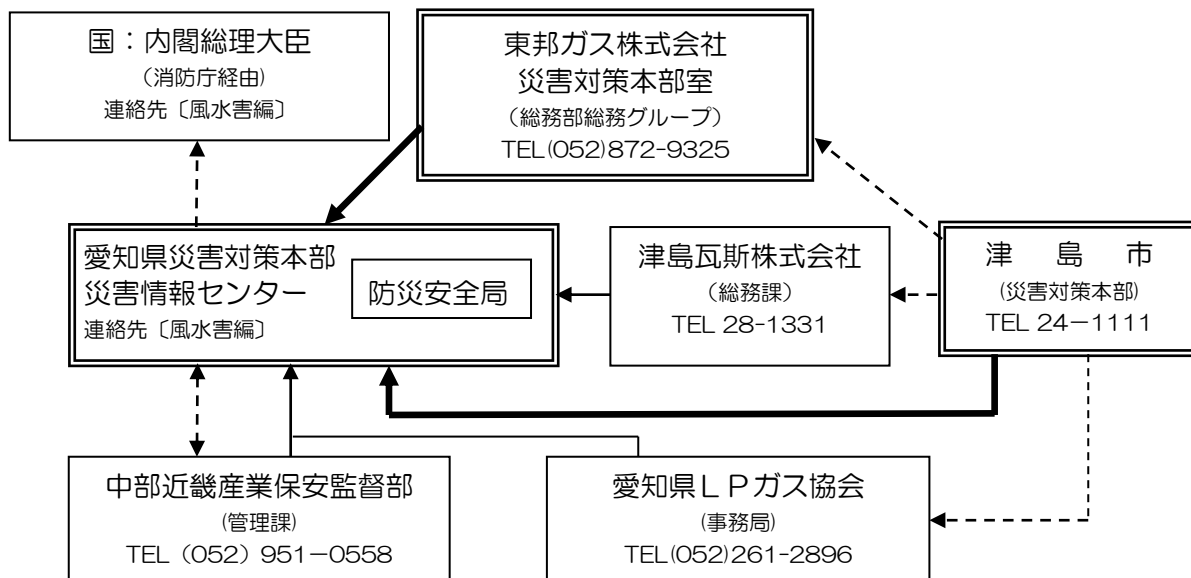
き及び応急復旧したとき。





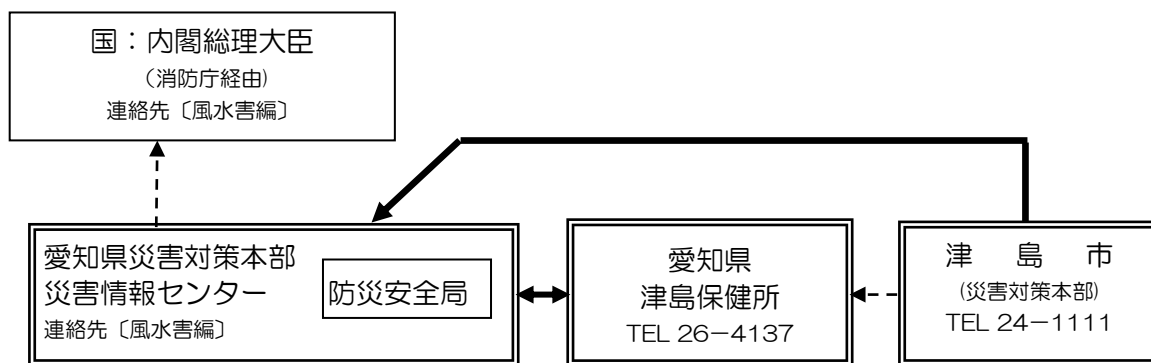
(6) ガス施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（ガス供給を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



(7) 水道施設被害

本部が設置された場合で重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。



**3-3-3 通信手段の確保**

**3-3-3-1 通信連絡システムの整備**

(1) 基本方針

災害時の通信情報連絡手段は、原則的には有線通信設備（電話等）によるものとするが、有線の途絶を考慮し、無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用するものとする。

#### (2) 愛知県防災行政無線

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政無線を利用して受信する。  
また、電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡は、愛知県防災行政無線を利用して行う。

#### (3) 津島市防災行政無線

基地局（本部）及び移動局（現場）間相互に緊急を要する市内の通信連絡は、津島市防災行政無線を利用して行う。

なお、今後市民に対する情報の伝達手段として、同報系無線の検討など、情報伝達体制の整備強化を図っていくものとする。

#### (4) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信をそれぞれ相互に行うため設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

#### (5) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点的に配備するとともに、有効な運用を図り地域の円滑な情報の受伝達を行う。

#### (6) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

### 3-3-3-2 非常通信

---

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又は、これを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

#### (1) 非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- ④ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

- ⑤ 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- ⑥ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- ⑦ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- ⑧ 市・県の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑨ 電力設備の修理復旧に関するもの

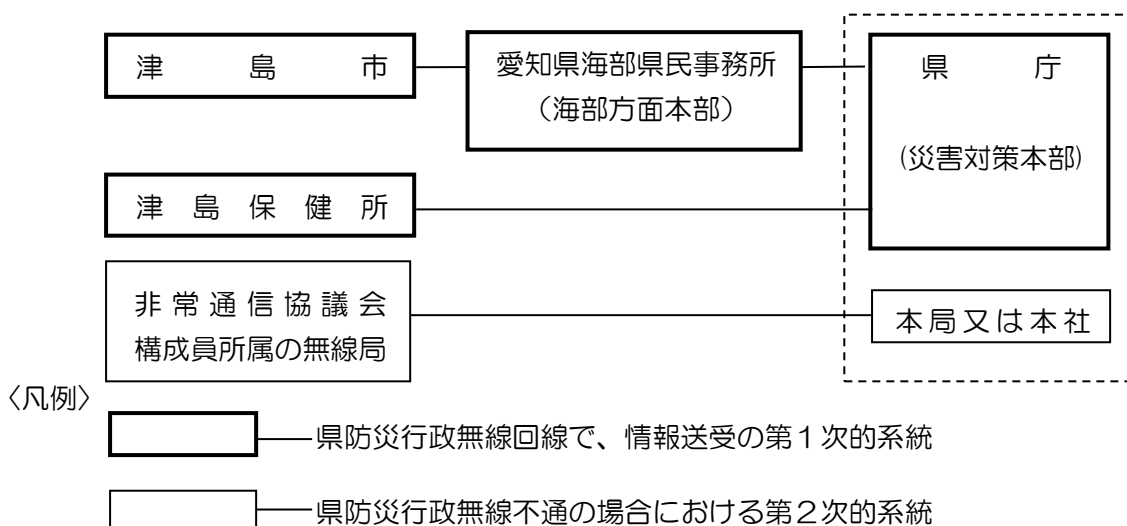
(2) 非常通信の発受

非常通信は無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

なお、津島市から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは次のとおりとする。



3-3-3-3 電話及び電報等の優先利用

市及び各防災関係機関は、地震に関する情報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用することができる。

(1) 一般電話及び電報

#### ① 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

#### ② 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。

#### ③ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

#### (2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

#### (3) 県防災情報システムの使用

市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行なうため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

#### 3-3-3-4 放送の依頼

市は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、クローバーテレビ及びエフエムななみに災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

### 3-3-4 広 報

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとするものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

#### 3-3-4-1 広報活動の内容

---

##### 災害広報

市は、次の事項について広報を実施する。

- (1) 災害発生状況
- (2) 津波に関する状況
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 交通状況
- (5) 給食・給水実施状況
- (6) 衣料・生活必需品等供給状況
- (7) 地域住民のとりべき措置
- (8) 避難の指示
- (9) その他必要事項

#### 3-3-4-2 市民に対する広報手段

---

- (1) 報道機関への情報提供
- (2) 広報車等の巡回
- (3) 広報紙等の配布
- (4) クローバーテレビ、エフエムななみの放送
- (5) Webサイト掲載・携帯電話メール及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (6) 広報掲示板への貼紙
- (7) その他広報手段

#### 3-3-4-3 報道機関への発表

---

- (1) 市は、テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ及び新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供し、広報活動を要望する。  
特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
- (2) 市は、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

#### 3-3-4-4 広報車、航空機等

---

市は、防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

#### 3-3-4-5 多様な情報伝達手段の活用

---

市は、臨時広報紙等の配布、掲示板や Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

#### 3-3-4-6 災害報道

---

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- (1) 災害関係番組
- (2) 災害関係の情報
- (3) 災害対策のための解説、キャンペーン番組
- (4) 関係機関の告知事項

#### 3-3-4-7 記録写真の作成

---

被災地の状況を早い段階で写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。